



22環第247号
平成23年1月26日

東北農政局長 殿



大臣官房環境バイオマス政策課長



バイオマス活用推進基本法に基づく都道府県及び市町村によるバイオマスの活用の推進に関する計画の策定の推進について

バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号。以下「基本法」という。）が、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的に平成21年9月12日に施行され、平成22年12月17日に基本法第20条に基づくバイオマス活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されたところである。

基本法第21条において、都道府県は基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するように努める旨及び、市町村は基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるバイオマス活用の推進に関する計画（以下「市町村計画」という。）を策定するように努める旨が規定されているところである。

バイオマスは「広く薄く」存在している上、水分含有量が多い、かさばる、保存性が低い等の特性を有しており、バイオマスの活用を促進するためには、バイオマスの特性を踏まえ、地域においてバイオマスを効率的に利用する地域分散型の利用システムを構築することが重要である。基本計画では、地域のバイオマスの賦存状況、エネルギーやバイオマス製品の需要等の自然的・経済的・社会的諸条件に適応したバイオマスの活用に向け、地域が主体となって創意工夫する取組を促進することとし、2020年に全都道府県及び600市町村において地域のバイオマス活用推進計画を策定することを目標に掲げたところである。

この度、都道府県計画及び市町村計画の円滑な策定及び実施に資するよう、別添のとおり、都道府県計画及び市町村計画の策定に当たっての留意事項を定めたので、貴職管内の県、市町村及び関係団体に対し周知願いたい。

なお、都道府県計画及び市町村計画の策定状況等についてはとりまとめの上、公表することとし、計画の策定及び実施に関して、取組効果の把握手法、検証項目等の計画の客観的検証に係る参考情報について農林水産省において検討し、追って提供するので、参照されるよう併せて周知願いたい。



(別添1)

都道府県バイオマス活用推進計画の策定に当たっての留意事項について

1 基本的事項

都道府県バイオマス活用推進計画は、次に掲げる事項を内容に含めるものとする。

(1) 目的

当該都道府県において、バイオマスの活用を推進する必要性及び意義について記載する。

(2) 計画期間

計画期間は原則10年とし、少なくとも5年ごとに見直しを行い、必要な場合は計画を変更することとする。なお、この場合の年単位は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(3) バイオマスの活用の現状

当該都道府県におけるバイオマスの賦存量、利用量、利用形態、これまでに行ってきた取組など、当該都道府県におけるバイオマスの活用の現状について記載する。

(4) バイオマスの活用に関する目標

計画期間の最終年度において、当該都道府県において達成を図ることとするバイオマスの利用量及び利用率の目標をバイオマスの種類ごとに記載する。

なお、目標の設定に当たっては、当該都道府県内の市町村の取組状況を考慮するとともに、食料の安定供給及び既存の木材利用に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。

(5) バイオマスの活用に関する取組方針

(4)に掲げる目標の達成を図るため、当該都道府県において、バイオマスの活用を推進する上で解決すべき課題を明確にし、バイオマスの活用に関する取組方針、取組工程について記載する。

(6) 実施体制

当該都道府県において、取組を推進する上で連携を図るべき市町村、農林漁業者等のバイオマス供給者、バイオマス製品等の製造業者、非営利組織等の関係機関との役割分担、連携・協力等について記載する。

その際、バイオマスの種類及びその利用形態によっては、市町村の範囲を越える広域なバイオマス活用体系の構築が重要なことから、都道府県と市町村との密接な情報交換、市町村間の連携の促進等の取組について必要な事項を記載する。

(7) 取組効果の客観的な検証

都道府県バイオマス活用推進計画の進捗状況、取組の効果等について、定期的に検証を行うこととし、そのために必要な事項を記載する。

2 その他の留意事項

(1) 都道府県バイオマス活用推進計画の公表

都道府県バイオマス活用推進計画を策定した場合は、インターネットの利用、都道府県の公報、都道府県の事務所の掲示板、広報誌への掲載等その他の適切な方法により、その内容について広く周知するとともに、管内市町村に通知することとする。

(2) 都道府県バイオマス活用推進計画の策定・進捗状況の国への連絡

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定・進捗状況、取組の効果等について、国への情報の提供等に努めるものとする。

(3) 関係者との調整

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定に当たって、市町村、地域の関係者等と十分に調整を行うものとする。

(4) 他の計画等との整合性

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定に当たって、バイオマス活用推進基本計画を勘案するとともに、関係する法律等を遵守し、当該都道府県における他の計画等との整合性を図るものとする。

(5) 都道府県バイオマス活用推進計画の策定及び実施に当たっての助言

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定及び実施に当たって、農林水産省に助言を求めることができるものとする。

(別添2)

市町村バイオマス活用推進計画の策定に当たっての留意事項について

1 基本的事項

市町村バイオマス活用推進計画は、次に掲げる事項を内容に含めるものとする。

(1) 目的

当該市町村において、バイオマスの活用を推進する必要性及び意義について記載する。

(2) 計画期間

計画期間は原則10年とし、少なくとも5年ごとに見直しを行い、必要な場合は計画を変更することとする。なお、この場合の年単位は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(3) バイオマスの活用の現状

当該市町村におけるバイオマスの賦存量、利用量、利用形態、これまでに行ってきた取組など、当該市町村におけるバイオマスの活用の現状について記載する。

(4) バイオマスの活用に関する目標

計画期間の最終年度において、当該市町村において達成を図ることとするバイオマスの利用量及び利用率の目標をバイオマスの種類ごとに記載する。

なお、目標の設定に当たっては、食料の安定供給及び既存の木材利用に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。

その際、市町村は地域の実情やバイオマスの種類ごとの特性に応じて、市町村の判断により、エネルギー利用、堆肥利用、飼料利用等について、市町村内のバイオマスにより供給される割合を示す自給率(地産地消率)の算出に努めるものとする。当該自給率(地産地消率)の算出は、当該市町村において利用されるエネルギー、堆肥、飼料等のうち、当該市町村由来のバイオマスによって得られたものの占める割合を算出する等の方法により、算出するものとする。

(5) バイオマスの活用に関する取組方針

(4)に掲げる目標の達成を図るため、当該市町村において、バイオマスの活用を推進する上で解決すべき課題を明確にし、バイオマスの活用に関する取組方針、取組工程について記載する。

(6) 実施体制

当該市町村において、取組を推進する上で連携を図るべき農林漁業者等のバイオ

マス供給者、バイオマス製品等の製造業者、非営利組織等の関係機関との役割分担、連携・協力等について記載する。

(7) 取組効果の客観的な検証

市町村バイオマス活用推進計画の進捗状況、取組の効果等について、定期的に検証を行うこととし、そのために必要な事項を記載する。

2. その他の留意事項

(1) 市町村バイオマス活用推進計画の公表

市町村バイオマス活用推進計画を策定した場合は、インターネットの利用、市町村の公報、市町村の事務所の掲示板、広報誌への掲載等その他の適切な方法により、その内容について広く周知することとする。

(2) 取組効果の客観的検証の実施

市町村は、市町村バイオマス活用推進計画の進捗状況、取組の効果等について、国から情報提供する取組効果の検証手法等を参考にしつつ、定期的に検証するよう努めるものとし、必要に応じて地域における事業の改善、市町村バイオマス活用推進計画の見直し等に取り組むよう努めることとする。

(3) 市町村バイオマス活用推進計画の策定・進捗状況の国への連絡

市町村は、市町村バイオマス活用推進計画の策定・進捗状況、取組の効果等について、国への情報の提供等に努めるものとする。

(4) 関係者との調整

市町村は、市町村バイオマス活用推進計画の策定に当たって、都道府県、地域の関係者等と十分に調整を行うものとする。

(5) 他の計画等との整合性

市町村は、市町村バイオマス活用推進計画の策定に当たって、バイオマス活用推進基本計画（都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画）を勘案するとともに、関係する法律等を遵守し、当該市町村における他の計画等との整合性を図るものとする。

(6) 市町村バイオマス活用推進計画の策定及び実施に当たっての助言

市町村は、市町村バイオマス活用推進計画の策定及び実施に当たって、農林水産省に助言を求めることができることとする。

(7) バイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマスタウン構想の取扱い

市町村バイオマス活用推進計画は、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき策定された「バイオマスタウン構想」に相当するものである。ただし、「バイオマスタウン構想」について、先般取組の進捗状況や効果を把握する必要があるとの指摘があったこと等を踏まえ、本通知においては、市町村バイオマス活用推進計画に記載すべき基本的事項として、取組効果の客観的な検証に関する事項を掲げている。

このため、既にバイオマスタウン構想を策定している市町村については、できる限り早期に、本通知を踏まえ、必要となる事項（例えば取組効果の客観的な検証に関する事項など（別添2別紙参照））を追加するなどの見直しを行い市町村バイオマス活用推進計画を策定するよう努めるものとする。

なお、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマスタウンの新たな公表は平成23年4月28日まで行うこととする。

市町村バイオマス活用推進計画とバイオマスタウン構想の記載事項の対比表

| 市町村バイオマス活用推進計画の基本的事項 | バイオマスタウン構想の記載事項 | 備考 |
|----------------------|---|--|
| (1) 目的 | 《追加》 | 当該市町村においてバイオマスの活用を推進する必要性及び意義について記載する。 |
| (2) 計画期間 | 《追加》 | 計画期間を記載する。 |
| (3) バイオマスの活用の現状 | <p>8. 対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況</p> <p>9. 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況</p> <p>10. 地域のこれまでのバイオマス活用の取組状況(経緯、推進体制、関連事業・計画、既存施設)</p> | 市町村の判断により必要に応じて修正する。なお、可能な限り最新の情報に更新するように努めるものとする。 |
| (4) バイオマスの活用に関する目標 | <p>7. バイオマスタウン構想の実施により期待される利活用目標及び効果</p> <p>(1) 利活用目標</p> <p>(2) 期待される効果</p> | 計画期間の最終年度に達成を図るべきバイオマスの利用量及び利用率の目標をバイオマスの種類ごとに示すように修正する。なお、市町村の判断により廃棄物系バイオマス、未利用バイオマスの利用量及び利用率の目標を別途定めることも可能とする。また、バイオマスの地産地消率の算出に努めるものとする。 |
| (5) バイオマスの活用に関する取組方針 | <p>6. バイオマスタウン形成上の基本的な構想</p> <p>(1) 地域のバイオマス利活用方法</p> <p>(3) 取組工程</p> <p>(4) その他</p> | <p>(1)、(4)については市町村の判断により必要に応じて修正する。</p> <p>(3)については、計画期間を踏まえ修正する。</p> |

| 市町村バイオマス活用推進計画の基本的事項 | バイオマスタウン構想の記載事項 | 備考 |
|----------------------|--|---|
| (6) 実施体制 | 6. バイオマスタウン形成上の基本的な構想 (2) バイオマスの利活用推進体制 | 市町村の判断により必要に応じて修正する。 |
| (7) 取組効果の客観的な検証 | 《追加》 | 進捗状況、取組の効果等について、定期的な検証を行うために必要な事項を記載する。 |
| 【地域の現状】(※1) | 5. 地域の現状(経済的特色、社会的特色、地理的特色、行政上の指定地域) | 市町村の判断により必要に応じて修正する。 |
| 【計画の公表日】(※2) | 1. 提出日 | |
| 【計画の策定市町村】(※2) | 2. 提出者(連絡先) | |
| | 3. 対象地域 | |
| | 4. 構想の実施主体 | |

- ※1 基本的事項に掲げる事項ではないが、引き続き記載に努めるものとする。
 ※2 基本的事項に掲げる事項ではないが、計画の表紙等に記載するようにする。